

前回の検討会で座長預かりとなった 医療機関の指定について（報告）

（経緯）

- 第1回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会において、人口の少ない医療圏に規模の比較的小さい医療機関をがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）として指定する場合の考え方について整理が必要との意見が出され、群馬県沼田医療圏の2医療機関（独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根保健生活協同組会利根中央病院）をがん診療連携拠点病院として指定すべきか否かについては、座長預かりとなった。

（結果）

- 座長と相談の結果、以下の理由から、2医療機関とも拠点病院に指定することとした。
 - ・ 両医療機関は整備指針に定める必要条件を満たしている。
 - ・ 群馬県において当該医療圏に2医療機関を拠点病院として整備する必要性については、沼田医療圏及び隣接する吾妻医療圏では、他にがん医療に関する専門的な医療機関がなく、両医療圏を2医療機関でカバーする等との十分な説明がなされている。
 - ・ 拠点病院は、4年の更新制であり、更新時に、がんに係る診療実績、地域の医療機関に対する研修の実施状況等を評価し、拠点病院が果たすべき役割を十分に担っていないと判断された場合には、更新時に、指定しないこととする。
- なお、群馬県に対しては別紙を通知し、両医療機関が拠点病院としての機能を継続的に保持しているかどうかにつき確認を求めている。

健発第0824004号
平成18年8月24日

群馬県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院の指定に係る検討結果について

平成18年5月16日付け保予第272-5号により、がん診療連携拠点病院として推薦のあった病院について、検討の結果、別記の病院を指定することとしたので通知する。

別添指定通知書については、貴県より当該病院への送付をお願いします。

また、ホームページや広報誌等により、関係者及び住民への周知について特段の御配慮をお願いします。

なお、指定に当たって条件を付している病院については、期限までに当該条件が満たされているかどうかを確認し、その結果を書面により当職あて御連絡願いたい。

おって、沼田医療圏の2病院（独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根保健生活協同組合利根中央病院）については、下記の点に留意されたい。

記

沼田医療圏で推薦されている2病院については、整備指針に基づく指定要件を満たしており、かつ、隣接する医療圏からの患者の受診状況等を踏まえ、隣接圏域をカバーするなど、1圏域に2病院が必要な理由が明示されている。しかしながら、両病院の病床規模やがんの新入院患者数等を勘案すると、指定後、拠点病院としての機能を継続的に保持しているかどうか、特に確認が必要である。